

社会福祉法人川口市社会福祉協議会 かわぐちファミリー・サポート・センター運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人川口市社会福祉協議会が川口市からの委託を受け運営するかわぐちファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(運営の方針)

第2条 川口市が定める、川口市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱に規定する目的の実現を図るものとする。

(センターの業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他会員組織に関する業務
- (2) 相互援助活動の調整に関する業務
- (3) 会員に対する研修及び交流会に関する業務
- (4) 関係機関との連絡調整に関する業務
- (5) 情報提供に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要な業務

(アドバイザー)

第4条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの業務内容の周知及び啓発に関する業務
- (2) 会員の募集、登録に関する業務
- (3) 会員の統括に関する業務
- (4) 会員の相互援助活動の調整に関する業務
- (5) 会員に対する研修の実施及び会員の交流会の開催に関する業務
- (6) サブリーダーの選任及び育成指導に関する業務
- (7) 他のセンターとの連絡調整に関する業務
- (8) 会員間のトラブルへの助言に関する業務
- (9) センターの経理事務等の業務運営に関する業務

3 その他サブリーダーについては別に定める。

(活動調整費)

第5条 センターは、前条第3項により選任されたサブリーダーに対し、予算の範囲内において活動調整費を支給するものとする。

(会員)

第6条 会員は、センターの趣旨をよく理解し、育児の援助を希望する者（以下「サポーター」という。）又は育児の援助を受けることを希望する者（以下「サービス利用者」という。）であって、次の各号の要件を満たす者として、センターの承認

を得た者とする。

(1) 市内に居住していること

(2) サポーターは、おおむね70歳未満の健康な者で積極的に援助活動ができること

(3) サービス利用者は、原則として同居する親族である生後6カ月以上小学校6年生までの児童（以下、「児童」という。）を有すること

2 サポーターとサービス利用者は、これを兼ねることができる。

（入会等）

第7条 会員として入会しようとする者は、所定の申込兼登録書（様式第1号）を提出し、センターの承認を受けなければならない。

2 サポーターは、入会に際して、センターの実施する講習会を受講しなければならない。

3 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証（様式第2号）を交付する。

4 会員は、登録された事項に変更が生じたときは、登録変更届（様式第3号）をセンターに提出しなければならない。

5 会員の登録および会員証の有効期間は、会員証の交付日から当該年度の3月31日までとする。ただし、会員の登録は更新することができる。

6 登録の更新をしようとする者は、登録の有効期間の満了日までに、その旨をセンターに届け出なければならない。

（会員の義務）

第8条 会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 援助活動を行なう時は、必ずセンターを通じて行うこと

(2) 信義に基づき誠実に援助活動を行うこと

(3) 登録期間中及び退会後において、援助活動により知り得た相手方会員又はその家庭の事情等を他に漏らしたり、プライバシーを侵害してはならないこと

(4) 援助活動に際して、政治活動、宗教活動、営利活動等センターの趣旨に照らして不当と認められる活動をしないこと

（保険）

第9条 会員は援助活動中の事故に備え、センターが指定するファミリー・サポート・センター補償保険に加入する。

2 前項の保険に係る費用については、センターが負担するものとする。

3 会員は、援助活動中に事故が生じたときは、直ちにセンターに報告しなければならない。

（損害の賠償）

第10条 会員は、故意若しくは過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（休会）

第11条 サポーターは、病気その他やむを得ない事由により援助活動ができなくなったときはすみやかに休会届（様式第4号）をセンターに提出しなければならない。

(退会)

第12条 会員が退会しようとするときは、退会届(様式第5号)をセンターに提出しなければならない。

2 会員は退会に際して、会員証およびセンターが指示する書類等を返還するものとする。

(会員登録抹消)

第13条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員登録を抹消することができる。

(1)この要領に違反したとき

(2)故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたとき

(3)援助活動に必要な適格性を欠くと認められるとき

(4)その他会員としてふさわしくない行為があったとき

(援助活動の内容)

第14条 援助活動の内容は、次に掲げるものとする。

(1)保育所、幼稚園、小学校及び放課後児童クラブ等(以下「保育施設等」という。)の開始まで児童を預かること

(2)保育施設等の終了後、児童を預かること

(3)保育施設等への児童の送迎を行うこと

(4)児童の病気回復期において、児童を預かること

(5)その他会員の仕事と育児の両立等のために必要な育児支援を行うこと

2 前項の児童の預かりは、原則としてサポーターの家庭において行うものとする。ただし、会員双方の合意がある場合には、サポーターの家庭以外でも児童の預かりを行うことができる。

3 援助の対象となる児童の年齢は、生後6ヵ月から小学校6年生までとする。

4 児童の宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。

5 預かる児童の人数は原則1人とする。ただし、児童に兄弟姉妹がいる場合、複数人の預かりを行うことができる。

(援助活動の時間)

第15条 サポーターによる援助活動の時間は、原則として午前7時から午後7時までとする。

2 前項以外の援助活動時間は、社会通念上許される範囲の時間であって、さらにサポーターの了解を得た時間とする。

(援助活動の実施方法)

第16条 サービス利用者は、援助活動を必要とする場合には、アドバイザーに対して、援助活動の依頼を申込むものとする。

2 前項の援助の申込みは、原則として援助活動を必要とする日の2カ月前から3日前までに行うものとする。

3 サービス利用者から援助活動の依頼を受けたアドバイザーは、援助活動の内容、

日時等を確認し、サポーターとの調整を行うとともに援助依頼受付簿（様式第6号）にその内容を記録するものとする。

4 アドバイザーは、原則として援助活動開始前にサービス利用者とサポーターとの事前打合せを行い、援助活動の内容について十分な協議を行うものとする。

5 サービス利用者は、申込んだ内容以外の援助活動を求めてはならない。

6 サポーターは、援助活動を実施したときは、援助活動報告書（様式第7号）に内容を記入し、サービス利用者の確認を受けなければならない。

7 サポーターは、その月の援助活動に係る援助活動報告書を翌月の3日までにセンターに提出しなければならない。

（活動費等）

第17条 援助を受けたサービス利用者は、援助活動実施後に援助を提供したサポーターに対し、別表に定める活動費等を支払うものとする。

2 活動費の基礎となる時間は、サポーターが援助活動を行うために必要とするすべての時間とする。ただし、援助活動を開始するための事前打合せに要した時間は、報酬の対象としない。

3 援助活動に要した次の費用はサービス利用者が実費を支払うものとする。

(1) サービス利用者の要請により、サポーターが交通機関・タクシー等を利用して子どもを送迎等した場合の交通費

(2) サポーターが用意した飲食物、おむつ等の費用

4 活動費及び実費は、原則として援助活動終了後すみやかに支払うものとする。

（連絡調整会議）

第18条 センターは、必要に応じて連絡調整会議を開催するものとする。

2 連絡調整会議は、アドバイザー及びサブリーダー、その他関係職員をもって構成し、地域グループの活動状況の報告、情報交換等を行う。

（交流会）

第19条 センターは、会員相互の交流を図り、情報交換等を行うために交流会を開催するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成23年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領施行の際、従前の規定により作成された帳簿及び帳票については、平成23年3月31日までの間使用することができる。

附 則

この要領は、平成26年3月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第17条関係）

1時間あたりの活動費			
援助時間	利用する児童の人数		
	1人	2人（兄弟姉妹）	3人（兄弟姉妹）
平日（月～金曜日） 午前7時～午後7時	700円	1,050円	1,400円
平日（月～金曜日） 上記以外の時間	900円	1,350円	1,800円
土・日・祝日及び 年末年始 午前7時～午後7時	900円	1,350円	1,800円
土・日・祝日及び 年末年始 上記以外の時間	1,100円	1,650円	2,200円

備考

- 1 活動費は1時間単位とし、援助活動1回ごとに算定するものとする。
- 2 援助活動は、1時間に満たない場合でも1時間とみなし、1時間を超える場合は30分単位（活動費は1時間当たりの半額）とする。
- 3 複数の児童（兄弟姉妹）を預ける場合は、2人目からは半額とする。
- 4 取消しについては、次のとおりサービス利用者が支払うものとする。
 - (1)利用予定日の前日までの取消し・・・無料
 - (2)当日取消し・・・・・・・・・・・・・依頼した時間に相当する金額の半額
 - (3)無断取消し・・・・・・・・・・・・・依頼した時間に相当する金額の全額